

新型コロナウイルス関連肺炎に係る対応について（第3報）

令和2年1月29日
健康福祉局健康対策課

1 今までの対応

R2.1.22（水）局内連絡会議

R2.1.23（木）広島県感染症対策連絡会議

R2.1.28（火）〈感染症法上の指定感染症とする旨閣議決定〉

- ・局内連絡会議
- ・保健所等担当者会議（相談窓口，疫学調査等について）
- ・第2種指定医療機関及び感染症医療支援チーム会議（防疫体制の確認，一般診療所の対応方針の徹底）
- ・政令公布（指定感染症（2類感染症相当））（施行2/7）

2 体制について

国の指定感染症の指定及び日本人初発患者（国内でヒト→ヒト感染）が発生したことから，広島県特別警戒本部（本部長：知事）を設置

3 指定感染症（2類相当）指定を受けての対応

医療体制*	第2種感染症指定医療機関が対応，状況に応じて入院症例定義に合致されない方は一般診療所が対応（県医師会に徹底を依頼）
受診方法	当該感染症に罹患している疑いのある方は，保健所に連絡したうえで，指示された医療機関を受診
相談窓口	1月29日から設置

4 今後の対応

*状況の変化に対応するため，情報収集・提供・関係者協議の徹底する

- 感染防止対策⇒サーベイランス，積極的疫学調査
- 県民への情報提供⇒相談窓口の設置（24時間対応），広報活動
- 関係機関への情報の提供
- 医療資材の確保（マスク，防護服等）
- 本部員会議等の開催

*指定感染症

既知の感染症で，感染症法の類型（1～5類）に分類されていない感染症において，1～3類に準じた対応の必要が生じた感染症を政令で指定するもの。